

令和5年8月2日

立山町立小学校適正配置検討審議会

会長 笹田 茂樹 様

立山町教育委員会

教育長 杉田 孝志



立山町立小学校適正規模に関する基本的な考え方と
小学校の枠組みに関する具体的な方策について（諮問）

立山町立小学校適正配置検討審議会設置要綱第2条の規定により、次の事項について諮問します。

記

- 1 小学校の適正規模に関する基本的な考え方
- 2 小学校の適正配置に向けた具体的な枠組みについて

（諮問理由）

本町では、これまで2度（平成26年3月及び平成31年3月）有識者による立山町立小学校適正配置検討審議会を設置し、答申をうけ、同内容に基づき学校統合を進めてきた。

しかし、前回答申後から本町を取り巻く状況は大きく変化した。令和5年度、6年度の入学児童数は概ね180名程で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、急激な出生数の減少が起り、令和10年度、11年度の入学児童数は130名程度となった。また、一部地区における企業の参入や大規模な住宅団地の造成などにより、各小学校の令和6年度以降の児童数の見込みが大きく変わったことから、前回答申で示された2つの小学校の統合のみならず、全町的な学校の枠組みについて再検討する必要が生じた。

そこで改めて、立山町立小学校適正規模に関する基本的な考え方と小学校の枠組みに関する具体的な方策について、令和5年度立山町立小学校適正配置検討審議会に意見を求めるものである。